

国営かんがい排水事業 神流川沿岸地区

事業の概要

本地区は、農業生産性の向上、農業経営の近代化を目的とした国営埼玉北部土地改良事業（S42～S55）により、既設の神流川筋合口頭首工（S29）を利用し地域内に農業用水を配分するための用水施設が整備された。しかし、近年地域開発に伴う受益面積の減少や、関連事業の進捗による畑地かんがい必要性が増したことにより、農業用水の再配分が必要となっていることに加え、頭首工をはじめとする基幹施設及び水管理施設の老朽化に伴う漏水対策等、維持管理に苦慮している状況にある。このため、本事業により基幹用水施設の再整備を行い農業水利施設の合理的な維持管理を目指すとともに、農業用水の安定的な供給を図るため、頭首工1ヶ所、用水路2.7Km、ファーム Pond 3ヶ所、加圧機場1ヶ所及び水管理施設の改修又は新設を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区の取水施設である頭首工は、国営埼玉北部土地改良事業により一部改修されているが、ゲート施設及び電気設備等の老朽化に伴う施設機能の低下により、安定的な用水の確保が困難な状況となっている。また、固定堰下流での土砂の洗掘による護床の沈下（2～3m）や、護岸工にはらみや亀裂が生じている現状であり早急に事業を実施する必要がある。国営埼玉北部土地改良事業により造成された水利施設は、事業完了後20年以上経過していることから幹線道路下に埋設した管水路（9Km）の漏水（371ヶ所）が多発し補修工事や用水施設の保守点検等の維持管理に多大な労力と費用を要している。また、集中管理施設の計器類の老朽化が激しく更新時期にきているなど施設の機能回復を早急に行う必要がある。一部地域では畑地かんがい施設が未整備であるため、天水に依存した営農を余儀なくされており、営農上の阻害要因となっている。

事業の効率性

効用（年総効果額）	
・農作物の生産量の増	324百万円
・営農経費の節減	281百万円
・施設の維持管理費の節減	3百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	948百万円
・町道の更新による現況施設機能の維持等	4百万円
・水路の整備による防火施設の設置費用の節減	12百万円
・魚類に配慮した魚道の整備による生息環境の保全等	3百万円
計	1,575百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		24,400百万円	
効用		1,575百万円	
廃用損失額		341百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		33年	当該事業の耐用年数
還元率×（1+建設利息率）		0.0587	総合耐用年数に応じ、総効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	26,484百万円	
費用便益比	= /	1.08	

注1）総便益、総事業費には関連事業を含む。

注2）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果とあわない場合がある。

注3）数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

約11,900万トン/年の農業用水の確保、関連事業による畑地かんがい施設の整備により10年に1回の渇水時においても必要な農業用水の安定的供給が可能となり、老朽施設の改修により農業水利施設の機能が維持される。これらにより、年間約324百万円相当の農業の生産性向上、年間約284百万円相当の営農や維持管理に係る経費の節減が図られる。

日程・手続き

平成15年度中に土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続きを開始する見込み。

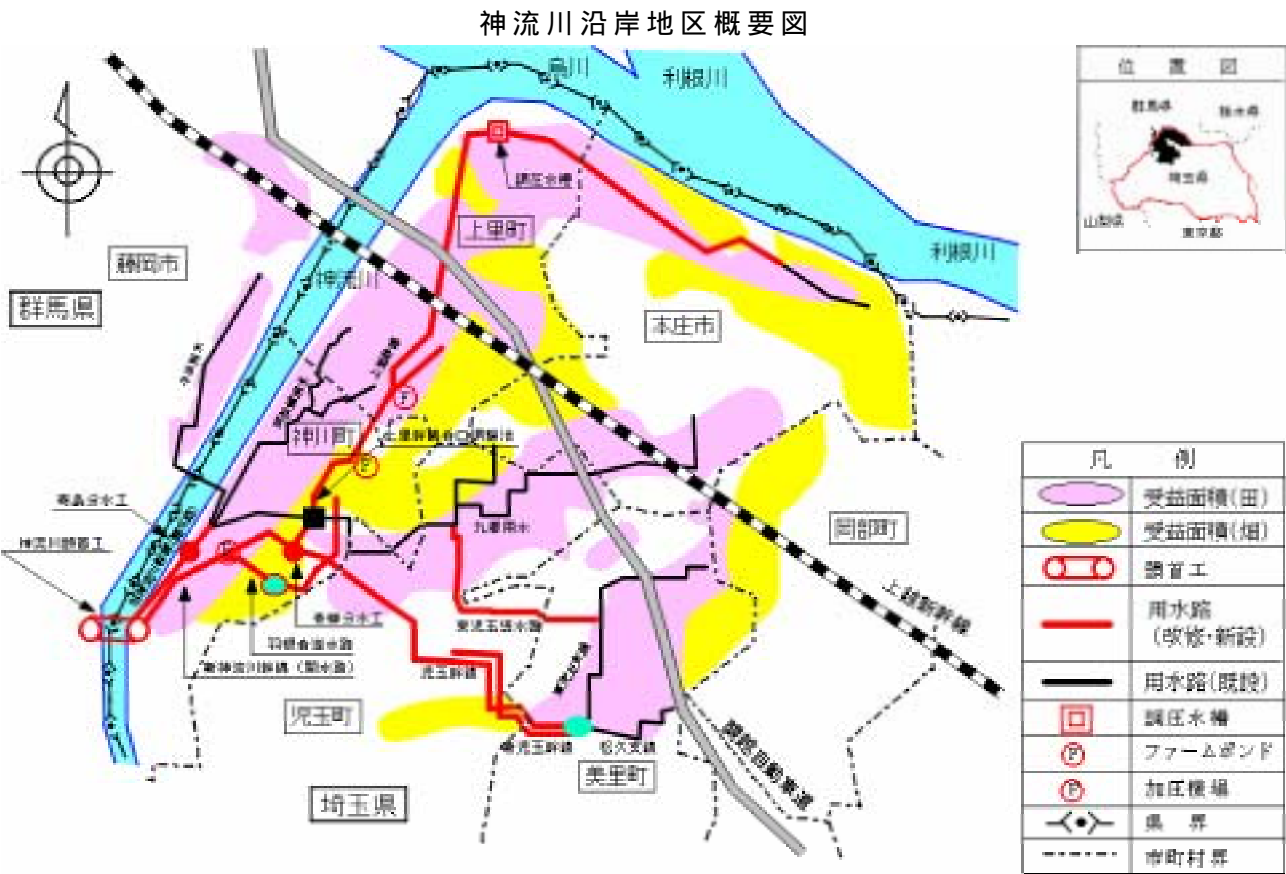
事業に対する決議

平成15年8月、関係市町、土地改良区連合及び土地改良区からなる「神流川沿岸地域国営事業等促進協議会幹事会」が開催され、着工要望等について確認された。

評価担当局
農村振興局

概要図

1. 受益面積	4,019 ha (水田 2,097 ha、畑 1,922 ha)		
2. 受益者数	9,004人		
3. 主要工事計画	工種	数量	事業費
	頭首工改修 幹線水路改修・新設	1ヶ所 27.3 km	1,180 百万円 17,820 百万円
4. 国営事業費	19,000 百万円		



平成１６年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：関東農政局）（地区名：神流川沿岸地区）

１．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
１．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
２．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること	☐
３．事業に効率性が十分見込まれること。（効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
４．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
５．環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
６．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成16年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

(局名：関東農政局)(地区名：神流川沿岸地区)

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業で達成する項目に関する事項（有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☒ ☒
2．事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 一般被害等の軽減にも寄与するものである。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒ ☒ ☐ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。